



# 島根県報

令和4年3月25日（金）

第 297 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則	（人 事 課）	2
補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	3
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課）	3

### 【告 示】

換地処分	（農 村 整 備 課）	8
県営土地改良事業計画の決定（3件）	（       "       ）	8
県営土地改良事業計画の変更（2件）	（       "       ）	9
保安林予定森林（3件）	（森 林 整 備 課）	9
指定施業要件の変更予定保安林	（       "       ）	11
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（中 小 企 業 課）	11
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業 務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	14

### 【公 告】

基本測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	15
公共測量の実施	（       "       ）	15
公共測量の終了（3件）	（       "       ）	16

### 【特定調達公告】

島根県中央病院における心臓血管撮影システム調達に係る一般競争入札の落札者 等	（病 院 局）	17
---	---------	----

**公布された条例等のあらまし****◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）**

## 1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直しに係る規定及び様式の整備（第17条・様式第1号・様式第2号関係）
- (2) 補償の対象となる公務上の災害の範囲を改めることとした。（別表第1関係）
- (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第42号）**

## 1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

**◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）**

## 1 規則の概要

- (1) 地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う規定及び様式の整備（第32条・第32条の2・第36条・第5号様式・第6号様式・第28号様式・第30号様式・第30号の2様式・第31号の2様式・第59号様式・第89号様式・第90号様式関係）
- (2) その他様式の整備

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

**規 則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第41号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

第17条第2項中「、審査を申し立てようとする者が記名押印して」を削る。

別表第1第8号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「罫」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

---

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第42号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表第16号中「隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会運営費負担金」を「隠岐ジオパーク推進機構運営費負担金」に改め、同号を同表第15号とし、同表中第17号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、第27号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

27 市町村結婚支援強化交付金

別表中第69号を削り、第68号を第69号とし、第67号を第68号とし、第66号を第67号とし、第65号を削り、第64号を第66号とし、第61号から第63号までを2号ずつ繰り下げ、第60号を第62号とし、同号の前に次の1号を加える。

61 島根県6次産業化市場規模拡大対策整備交付金

別表第59号中「島根県食料産業・6次産業化交付金」を「島根県農山漁村発イノベーション推進交付金」に改め、同号を同表第60号とし、同表中第45号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の1号を加える。

45 後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金

別表第71号中「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を「島根県強い農業づくり総合支援交付金」に改め、同表中第98号を第99号とし、第74号から第97号までを1号ずつ繰り下げ、第73号の次に次の1号を加える。

74 農地・農業用施設災害における農業者支援交付金

#### 附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号、第65号及び第69号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（次項において「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

3 改正後の規則別表第45号、第61号及び第74号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

---

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第43号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第53条第19項」を「第53条第31項」に改める。



の7中「及び法人税法第81条の24第1項」及び「又は連結事業年度」を削る。

第30号の2様式中「事務所等廃止 連結納税の適用開始（終了）」を「事務所等廃止 通算制度の適用開始（終

了）」に、「連結事業年度」を「通算事業年度」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、

「連結納税の適用開始（終了）の理由」

「通算制度の適用開始（終了）の理由」

に改める。

第31号の2様式その1中「第53条第50項前段」を「第53条第61項前段」に、「第53条第57項」を「第53条第68項」に改める。

第59号様式中「又は連結事業年度」を削る。

第78号様式中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、同様式備考中「ただし、前年度課税免除された法人は添付を省略することができる。」を削る。

第89号様式その1表面中

「事業年度又は連結事業年度」

を

「事業年度」

に、

法人税割	課税標準の総額				円
	本県分課税標準額				
	法人税割額 $\frac{(\quad)}{100}$				
	道府県民税の特定寄附金税額控除額				
	外国関係会社等に係る控除額				
	外国の法人税等の額の控除額				
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
	利子割額の控除額				
	差引法人税割額				
	既納付確定法人税割額				
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額				
	納付すべき法人税割額 <sup>③</sup>				
	均等割	算定期間中において事務所等を有していた月数			月
均等割額					
既納付確定均等割額					
利子割に関する計算	納付すべき均等割額 <sup>④</sup>				
	利子割額				
	控除した金額				
	控除しきれなかった金額				
	既に還付を請求した利子割額				
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額					
利子割還付額					

を

法人税割	課税標準の総額				円
	本県分課税標準額				
	法人税割額 $\frac{(\quad)}{100}$				
	道府県民税の特定寄附金税額控除額				
	税割控除超過額相当額の加算額				
	外国関係会社等に係る控除額				
	外国の法人税等の額の控除額				
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
	利子割額の控除額				
	差引法人税割額				
	既納付確定法人税割額				
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額				
	納付すべき法人税割額 <sup>③</sup>				
均等割	算定期間中において事務所等を有していた月数			月	
	均等割額				
	既納付確定均等割額				
利子割に関する計算	納付すべき均等割額 <sup>④</sup>				
	利子割額				
	控除した金額				
	控除しきれなかった金額				
	既に還付を請求した利子割額				
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額					
利子割還付額					

に改め、同様式その1裏面中「又は連結事業年度」及び「（連結子法人の場合にあつては、連結親法人が法人税に係る修

正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)」を削る。

第90号様式中「又は個別帰属法人税額の分割基準」を「の分割基準」に、

「  
事業年度又は連結  
事業年度

を

「  
事業年度

」に、「又は個別帰属法人税額の分割の」を「の分割の」に改める。

第98号様式その1記載要領の10中「又は雇用保険法施行規則第118条の3第1項の中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を削る。

第121号様式中「、第75条」を削る。

第138号様式を次のように改める。



第162号様式中「箱形」を「箱型」に改める。

第162号の2様式表面中「箱形」を「箱型」に改め、同様式裏面備考の1中「申請者」を「申請書」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもの  
のうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

### 島根県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、大田市長から出岡地区における換地処分を令和4年3月14日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
滝の下地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

### 島根県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
北向地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場



業)			
----	--	--	--

#### 島根県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
床山地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

#### 島根県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
野城地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

#### 島根県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
三代地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

#### 島根県告示第210号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市宍道町上来待3532から3540まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第211号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市祖式町字峠田2450、3584-1、3584-2、3586、3595、字瀬越2623-2、3592-2、3592-4、字溝の廻3581、3582、字故丸子3585、3585-内1、字地主平3587、字山本3588-1、3589-2、字名附場3593-内2
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第212号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

---

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町鱒淵1738-2、2047-47から2047-49まで、2047-57、2047-62
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第213号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸山達也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月25日

島根県知事 丸山達也

- 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 森本 新吾

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (営業所：東京都港区芝三丁目33番1号)

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 吉田 浩

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 森本 新吾

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株)フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有)おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
(株)宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティ ン・エドマン	
エムテック・ピーケー(株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株)コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	寺脇 栄一	
(株)澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株)ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	
(株)ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	
(株)ストライプインターナシヨ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株)CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚3-488	北方 康弘	
(株)テレプラザ	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号	足田 憲昭	
(株)東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株)永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事(株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株)ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アチャーレ(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有)布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株)葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品(株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株)プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	令和3年6月30日 退店

(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	石塚 幸男	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) 柿安本店	三重県桑名市吉之丸8	赤塚 保正	令和3年9月30日 退店
(株) C R O S S i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールカレアン (株)	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボク シンスカ	令和4年1月1日 代表者変更
エムテック・ピーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 英木	令和3年5月25日 代表者変更
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	
(株) ストライプインターナシヨ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株) セリア	岐阜県大垣市外濑2-38	河合 映治	
(株) C H E L S E A N e w Y o r k	石川県野々市市御経塚3-488	北方 康弘	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号	足田 憲昭	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	令和4年1月20日 住所変更
横山化成 (有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	中村 宏明	令和3年4月1日 代表者変更
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	

フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	令和3年7月1日 入店
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	中嶋 築人	令和3年9月1日 代表者変更
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) C R O S S i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールカレアン (株)	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫	

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和4年3月11日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課 (出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第215号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	(構造判定事業部) 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 (T B T C九州構造センター) 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号 (T B T C中国構造センター) 広島県広島市中区銀山町3番1号	(構造判定事業部) 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 (T B T C九州構造センター) 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号	令和4年4月1日

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）
- 2 作業期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について砂防課長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 
- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
  - 2 作業期間  
令和4年3月11日から同年6月30日まで
  - 3 作業地域  
隠岐郡隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村の一部
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年2月20日に終了した旨松江地方法務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和3年11月21日から令和4年2月20日まで
  - 3 作業地域  
松江市雑賀ほか地区（横浜町、幸町、新町の一部、栄町の一部、堅町の一部、雑賀町の一部）
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年2月28日に終了した旨出雲空港管理事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
  - 2 作業期間  
令和3年7月21日から令和4年2月28日まで
  - 3 作業地域  
出雲空港を含む周辺
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年2月28日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
  - 2 作業期間
-



令和3年5月26日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

斐伊川流域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月25日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

心臓血管撮影システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和4年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 山口 賢二 出雲市塩冶有原町五丁目59番地

5 落札金額

227,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年2月1日